

実地棚卸の未実施

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪府保健医療財団</p>	<p>公益財団法人大阪府保健医療財団（以下「財団」という。）が所有する大阪府立中河内救命救急センター（以下「センター」という。）の診療材料（帳簿在庫3,645千円）について、実地棚卸が実施されていなかった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【背景】 財団は、平成25年度から、在庫の削減を目的として、センターの診療材料についてSPD(Supply Processing & Distribution)を導入しているが、使用頻度の低い診療材料はSPD対象外としており、引き続き財団が所有している。 契約書上、SPD対象外である当該診療材料の管理責任は財団にあるが、SPD業者が厚意により当該診療材料の検収及び受払簿への記帳等を日常的に実施していたため、財団は実地棚卸もSPD業者が実施するものと認識していた。</p> <p>※ SPDとは、医療機関で使用する薬品、診療材料等の購買、運搬、管理等を外部業者に委託することをいう。SPDを導入した薬品、診療材料等の所有権はSPD業者にあり、医療機関は使用した分だけSPD業者に代金を支払うこととなる。</p> </div>	<p>【是正を求めるもの】 診療材料についても、実地棚卸を実施するとともに、SPD業者と協議を行い、実地棚卸の実施主体を明確にし、在庫の適正管理に努められたい。</p>	<p>SPD対象外であるセンター診療材料の在庫管理について、日々の払出しはSPD業者が管理することとし、毎月1回、払出し・廃棄後の在庫状況をセンターに報告することを覚書で定めた。実地棚卸は、センターが実施主体となって毎年度末に実施することとし、平成26年度末から実施している。また、検査室で使用する試薬もSPDの対象とし、更なる在庫削減を進めた。</p>